

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月 12日

青森知事 宮下 宗一郎 殿

提出者

住 所 青森県黒石市追子野木二丁目233

氏 名 株式会社 中幸建設 代表取締役社長 工藤ゆかり  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0172-52-3171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

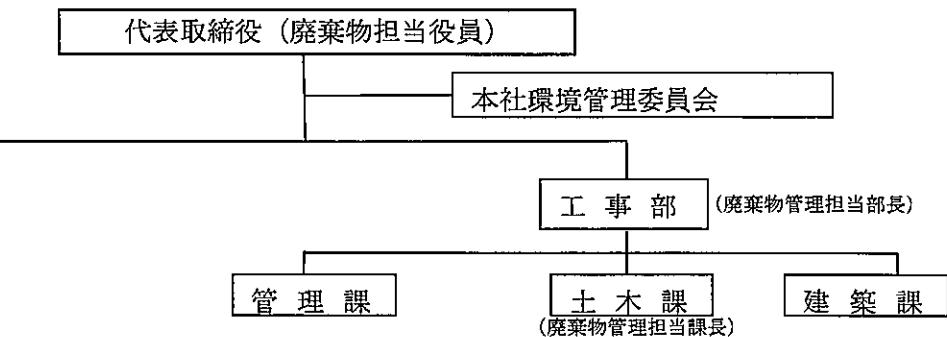
事業場の名称	株式会社 中幸建設
事業場の所在地	青森県黒石市追子野木二丁目233
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	工事完工高 613,133千円
③従業員数	43人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	各工事現場→自己運搬、運搬受託業者→処分受託業者

(日本工業規格 A列4番)



## (第2面)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



廃棄物担当者：各現場責任者

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	976.85 t	823.12 t
(これまでに実施した取組) 建設業者は工事の種類により産業廃棄物の排出量が異なるが抑制に関して排出量を少なくするよう努力している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	排出量	700.00 t	500.00 t
(今後実施する予定の取組) 公共事業の抑制があり、昨年度以上の完工高は期待できないが、現状程度の事業量を見込み、産業廃棄物の排出量の抑制をはかる。			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 発生廃棄物は種類別に収集し運搬する。
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 事業量によって発生廃棄物の種類、量が計画はできないが、発生した場合、種類別に収集し運搬する。
②計画	

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和5年度）実績】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
排出量	- t	1.33 t	0.11 t	42.29 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
排出量	0.30 t	2.00 t	0.10 t	30.00 t

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	
(今後実施する予定の取組)				

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和 5 年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	
(これまでに実施した取組)				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	
(今後実施する予定の取組)				

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	石綿含有産業廃棄物	-	-
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	石綿含有産業廃棄物	-	-
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	紙くず	石綿含有産業廃棄物	-	-
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	紙くず	石綿含有産業廃棄物	-	-
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
	全処理委託量	976.85 t	823.12 t
優良認定処理業者への処理委託量			- t
再生利用業者への処理委託量			976.85 t
認定熱回収業者への処理委託量			- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者			- t
(これまでに実施した取組)			
発生した場合は、速やかに委託契約を締結し、中間処理施設に運搬し管理する。			

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和5年度）実績】

産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
全処理委託量	- t	1.33 t	0.11 t	42.29 t
優良認定処理業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	1.33 t	0.11 t	42.29 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## (第5面)

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	コンクリート片	廃アスファルト
②計画	全処理委託量	700.00	t	500.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	-	t	- t
	再生利用業者への処理委託量	700.00	t	500.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	-	t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	-	t	- t
(今後実施する予定の取組) 産業廃棄物に関する、廃棄物関係法令や廃棄物の処理技術について情報を収集取りまとめを行い各従業員に情報提供を行う。				
※事務処理欄				

【目標】				
産業廃棄物の種類	建設汚泥	廃プラスチック類	金属くず	木くず
全処理委託量	0.30 t	2.00 t	0.10 t	30.00 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	0.30 t	2.00 t	0.10 t	30.00 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	紙くず	石綿含有産業廃棄物	-	-
全処理委託量	- t	- t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## 備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。